

平成 27 年度第 2 回仙台市経営戦略会議（平成 27 年 11 月 26 日開催）

議事概要

1	日 時	平成 27 年 11 月 26 日（木） 16:00～
2	場 所	仙台市役所本庁舎 2 階第四委員会室
3	出席委員	大江明子委員、木下淑恵委員、清治慶子委員、西澤啓文委員、西出優子委員、松本淑子委員、本江正茂委員、山崎透委員〔計 8 名〕
4	欠席委員	小川真美委員、吉川時夫委員、佐々木賢一委員、成田由加里委員、深沢ひとみ委員〔計 5 名〕
5	事務局	総務局長、総務局次長、総務局総務部長、総務局人材育成部長、総務局人材育成部参事兼人事課長、まちづくり政策局情報政策部長、市民局市民協働推進部長、総務局総務部行財政改革課長、総務局人材育成部コンプライアンス推進担当課長、総務局人材育成部職員研修所長、まちづくり政策局政策企画部政策企画課長、財政局財政課長、財務局資産マネジメント推進室長、市民局市民協働推進部市民協働推進課長〔計 14 名〕
6	担当課	総務局総務部行財政改革課
7	次 第	
	(1) 開 会	
	(2) 議 事	<ul style="list-style-type: none">・次期行財政改革計画の中間案について・市民利用施設の使用料見直しについて
	(3) その他	
	(4) 閉 会	
8	会議資料	
	資料 1	次期行財政改革計画（中間案）
	資料 2	市民利用施設の使用料見直しに関する基本的な考え方
	参考資料 1	次期行財政改革計画の位置づけ
	参考資料 2	仙台市政策重点化方針 2020（中間案）

（1）開会

事務局（司会）

定刻となりましたので、ただいまより平成 27 年度第 2 回仙台市経営戦略会議を開催いたします。

はじめに、今回から仙台市議会議員の西澤啓文様を委員にご就任いただくことになりましたので、ご報告させていただきます。

西澤委員、ご挨拶をお願いいたします。

西澤委員

初めてでございますのでご挨拶を申し上げます。

この 8 月まで議長ということで市議会の運営に携わらせていただきまして、その後、斎藤委員の後を受けましてお話をいただきましたので、皆様とご一緒になって様々なことに取り組み、市政に資していくような形がとれるように頑張りたいと思います。今後ともよろしくどうぞお願いいたします。

事務局（司会）

ありがとうございます。

それでは、会議を進めてまいりたいと存じます。

ここからは、本江会長に会議の進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

本江会長

それでは、会議を進めたいと思います。

恒例ですが、最初に本日の議事録に署名をしていただく委員を指名したいと思います。

ご出席の委員の五十音順ということで、今回は吉川委員をお願いしておりますので、今回は木下委員をお願いします。

木下委員

はい、わかりました。

本江会長

よろしくをお願いいたします。

（２）議事

本江会長

では、早速議事に移りたいと思います。次第に基づいてまいります。

本日の議事は、「(1) 次期行財政改革計画の中間案について」と「(2) 市民利用施設の使用料見直しについて」と2つあります。

では、順番に(1)のほうから事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局（行財政改革課長）

行財政改革課の浅野と申します。改めましてよろしくお願ひしたいと思ひます。説明は着席した形でさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、行財政改革の中間案の説明に入ります前に、本市における行財政改革の位置づけについてははじめに説明させていただきたいと思ひます。参考資料の1をご覧くださいと存じます。

こちらの資料は、次期計画の策定に当たりましてこのたび改めて整理したものでございます。市政全般にわたる施策の推進について定めた基本計画、それから今後の5年間に重点的に取り組むべき方針を定めた政策重点化方針2020、そして震災復興計画などを資料の中心に図示しておりますけれども、委員の皆様からご意見をいただいておりますこの行財政改革計画につきましては、これらを支えるまちづくり推進の「基礎」となる、いわば下支えとなる計画として位置づけてまいりたいと考えており、そのようなイメージを資料に図示させていただいているところでございます。

したがいまして、本日は、はじめに参考資料2の政策重点化方針2020について参考に説明させていただき、その後引き続き本題であります行財政改革計画の中間案についてご説明申し上げ、委員の皆様から中間案についてご意見をいただければと存じますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、はじめに政策企画課長の品田より政策重点化方針2020についてご説明をさせていただきます。

事務局（政策企画課長）

政策企画課長の品田でございます。引き続き座って説明させていただきます。

参考資料2の仙台市政策重点化方針2020をごらんください。この資料ですが、現在年末に向けて取りまとめ中でございます。確定版ではないことをご承知おきいただければと存じます。

まず2ページをご覧ください。こちらは簡単な概念図を掲載しております。政策重点化方針2020

は、現在の基本計画を上位計画といたしまして、その下に位置づけられる方針でございます。震災復興計画の理念を発展的に継承しつつ、全国的な人口減少社会の到来などを見据え、現基本計画期間の後半となります次年度以降の5年間、本市の施策展開において重視すべき視点をまとめるべく作成を進めているものでございます。この修正案は、議会においてご議論いただいた結果と、10月初めから11月初めにかけて実施いたしましたパブリックコメントの結果を踏まえて修正を進めているものでございます。ところどころ下線が引いてありますのはその関係でございます。

では、4ページをお開きください。この冊子の概要をまとめております。ページの中ほどから下にかけて3つの政策重点化方針と8つの戦略プロジェクトを掲載しております。

全体の流れを簡単にご説明いたします。5ページをご覧ください。ここからの第2章は本市を取り巻く状況についての分析を行っております。現状分析は、震災復興の取り組み状況をはじめとして、人口減少社会という時代の趨勢による状況、さらには本市を取り巻く状況という3本の方向で構成しております。

9ページをお開きください。本市全体の最新の人口推計結果のグラフを掲載しております。本市の人口は、今後若干の人口増で推移した後、平成32年ごろに108万8,000人程度で人口のピークを迎えます。その後、緩やかに減少し、平成57年ごろには100万人を割り込み、平成72年時点では89万1,000人程度になると推計しております。人口構成については、さらなる年少人口の割合低下と高齢人口の割合上昇が見込まれております。本市におきましても人口減少社会の到来は避けがたく、人口減少が始まる時期を先延ばしし、人口減少の進行をより緩やかにする政策を果敢に推進していくことが重要となっております。

他方、12ページをご覧ください。ここからは、来月6日に迫りました地下鉄東西線の開業をはじめとする新たな価値創造の可能性や、東北のダム機能を発揮し、一方で活力を東北各地域に還流させる、まさにポンプとしての本市独自の役割やポテンシャルを記載しております。

次に15ページをお開きください。本市では東日本大震災以降、社会変革、社会貢献といった視点、あるいは女性の起業意欲の向上に伴って、起業、会社を起こすということでございますが、そういうことを始める、すなわちソーシャル・イノベーションといった傾向が強くあらわれております。今回の震災によって改めて表面化した我が国が持つ社会的な諸問題に対し、先進的に取り組んでいくというソーシャル・イノベーションを本市の政策の重要な柱に据え、今後とも持続可能な経済成長に取り組んでまいります。

続いて17ページをお開きください。震災復興、我が国を取り巻く状況、本市独自の状況といったことを踏まえ、政策重点化の3つの方針といたしまして、防災と環境を基軸とした未来を創るまちづくり、社会のイノベーションを生み人口減少に挑むまちづくり、東西線開業を契機とした都市の楽しさを創造するまちづくりを掲げてございます。

次に21ページをお開きください。3つの政策重点化方針に基づく取り組みを推進するため、多様な地域主体が力を発揮、連携できる環境づくりや市役所の局・区連携や区役所機能の強化、公共施設の総合的なマネジメントなど、戦略的な都市経営に関わる取り組みを重点的に展開することとしております。

次、22ページでございます。3つの政策重点化方針のもとに8つの戦略プロジェクトを設け、防災環境都市づくりをはじめとするプロジェクトにより、重点政策のさらなる加速化を図ることとしております。戦略プロジェクトの具体例としましては23ページ以降に記載しております。

今後でございますが、引き続き議会でご議論いただき、その内容を踏まえるとともに、数値の精査などを改めて進め、12月末までに成案を取りまとめてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

事務局（行財政改革課長）

それでは、引き続きまして次期行財政改革計画の中間案について説明させていただきます。資料1をご覧ください。それと存じます。

資料1にあります次期行財政改革計画（中間案）でございますが、こちらは、前回のこの委員会
で基本的枠組みを示させていただいておまして、今回は、それを具体的に文章化し、具体的な実
施項目の詳細を掲載したものとなっております。

まず1ページ目でございます。本市を取り巻く課題ということで、こちらは、先ほど品田のほう
から人口の関係のご説明がありましたけれども、そういったことを踏まえた本市を取り巻く課題と
いうことで、まず1ページ目では将来人口推計をもとに本市の将来の状況を記載してござい
ます。内容的には、先ほども話がありましたけれども、2020年、平成32年ごろに人口はピークを迎えた
後、平成72年であります2060年には約90万人に減少すると、そういった状況がこの下のグラフ
にも示しあるというところでございます。

続きまして2ページ目でございます。ページの上段前半の部分には、「加えて」というところか
らですが、生産年齢人口の減少の状況を記載してございまして、そして、「このように」というと
ころからでございますが、本市の将来的な課題ということで、人口減少、少子高齢化社会を迎えるこ
とになりますが、そういったところで社会経済環境の変化に伴う多様化・複雑化する課題、そうい
ったものへ対応していく必要性、そして担い手不足というような懸念の部分を示してござい
ます。

中段にお示ししているグラフにつきましては、本市の人口の推移と世代別人口構成ということで、
生産年齢人口が減少していくような状況を示しているところでございます。

グラフの下、後段でございますが、こちらにおいては、本市の財政運営に与える影響等について、
税収の減少などによる歳入減少、社会保障費の増嵩による歳出の増加傾向、こういったところを記
載しておまして、より財政運営が厳しくなるという状況を記載している部分でございます。

3ページ目でございます。こちらにつきましては、前半で引き続き被災者の生活再建に向けた支
援という必要性、それから後段におきましては本市の進むべき方向性というものを記載してい
るところでございます。

続きまして4ページ目でございます。第2ということで「更なる行財政改革の推進」ということ
で記載しておまして、1番では効率的・効果的な市政運営への取り組みを記載しておまして、
前半でこれまで本市が取り組んできた行財政改革の取り組みについて記載しております。「しかし
ながら」というところから本市の当面の財政面の課題ということで、歳入面、歳出面でのお話とい
うことで記載しておまして、そういった状況から、これまで取り組んできたような効率的・効果
的な市政運営に向けた取り組みの継続というのは必要だと認識しているところでございます。

下のほうに、本市の公共施設の改修・維持に必要となる将来的な財政負担の推計ということでグ
ラフを記載してございまして、この辺について5ページ目の前半で、昭和40年代後半から50年代前
半、もしくは政令市に移行した当初に色々と整備した建物等がございまして、そういった部分の
維持管理に係る経費が今後急増してくるという状況を記載してございまして、こういったことに対処
するためにも、今後、施設の長寿命化、それから効率的な維持管理、社会経済環境の変化に対応し
た公共施設のあり方の検討、こういったものが必要だという認識に立ちまして、中長期的視点を重
視し将来を見通した取り組みが必要だという旨を記載してございまして、

2の「ともに進めるまちづくり」ですが、こちらにおきましては、前半の部分でこれまでの本市
における市民協働の取り組み状況を記載してございまして、その後、「しかしながら」の部分におき
まして、今後の課題と目指すべき市民協働の方向性ということで記載してございまして、人口減少
社会が到来するに当たり、担い手不足等も懸念される中で魅力あるまちづくりを持続していくた
めには、市民とともに本市も一丸となって取り組む必要があるという方向性を記載してござい
まして、そういった背景を踏まえまして、本市で本年7月に協働によるまちづくりの推進に関する
条例を施行いたしましたので、今後より一層取り組みを強化していく必要があるということ
を後段のほうで記載してございまして、

それから、「これまで本市では」という最後段の部分でございますけれども、今申し上げまし
たような取り組みを本市で進めていくためには、当然、市民の方から信頼されるという前提に立
って仕事を進めていかなくてはいけない、これまでのそういった取り組みを記載してござい
ます。

6 ページ目でございますが、ページの前半部分におきましては、今申し上げましたように取り組んできた訳でございますが、昨今本市の抱える課題というものを改めてここに記載させていただきまして、それを受け、後段で、今後の目指すべき方向性、法令等の遵守、そういったものはもとより、市民のニーズ、社会の要請に応えるといった、より幅広い概念でのコンプライアンスの推進により一層取り組んでいくという部分を後段で記載しているところでございます。この辺につきましては、先ほども申し上げました、基本的枠組みでお示したものを具体的にしたものでございます。

続きまして7 ページ目でございます。第3 ということで、本計画の基本的事項ということで記載してございます。1 番におきましては、冒頭で申し上げましたような本計画の位置づけについて具体的に記載している。それから2 番目については、本計画が来年度、平成28年度から平成33年度当初まで5カ年の計画であるという旨、それから3 番目としまして推進方策ということで、この計画を策定した後の進め方ということで、この経営戦略会議に毎年の進捗状況を報告し、これまで同様いろいろなご意見をいただきながら進めていきたい、そして市長をトップとした仙台市行財政改革推進本部の中で進行管理をして着実に進めていきたいという旨を記載してございます。

また、この後、具体的な項目をいろいろご説明いたしますけれども、この5年間の間で、適宜新たな実施項目、そういったものを追加するなどいたしまして、行財政改革を継続的に進めていきたいという旨を記載してございます。

次、8 ページでございます。第4 実施方針でございます。本計画におきましては3 つの実施方針のもとに進めていきたいと考えておまして、8 ページに1 つ目の実施方針であります「将来を見据えた攻めの行財政運営」ということで、先ほど前半で申し上げましたこれまでの取り組みを進めるとともに、中長期的視点をより重視した取り組みを進めてまいりたいということで、(1)(2)に掲載していることを進めてまいりたいと考えてございます。

次、9 ページでございます。こちらは、2 つ目の実施方針としまして「市民とともに行うまちづくり」ということで、市民とともに行うまちづくりに向けた様々な施策を推進するほか、まちづくり拠点としての区役所の機能強化に向けた取り組みを内容とする2 つ目の実施方針。

それから、3 つ目の実施方針といたしまして「職員の力を最大限活かした市政運営」。こちらの方では、先ほど申し上げましたコンプライアンスの推進を通しまして、職員の意識改革・組織風土の見直しに向けた各種取り組み、それから職員の力を最大限引き出す取り組み等を内容とするものでございます。

10 ページ目からが第5 実施項目ということで、それぞれの実施方針並びにその下にあります項目ごとに具体の取り組みを掲載している部分になってございます。

主だったところをご説明させていただきますと、まず1 つ目、将来を見据えた攻めの行財政運営、1 つ目の実施方針でございます。こちらの中でまず(1)中長期的視点を重視した取り組みということで、No.1 にあります公共施設マネジメントプランの推進ということで1 つ掲げてございます。こちらにつきましては、平成26年3月に公共施設総合マネジメントプランを策定しておりますが、その中でも、主な取り組みに記載してございますが、施設の質・量の適正化といったようなことで、今後の施設のあり方についての検討を進めることにしてございます。

それからNo.2 でございますけれども、こちらにつきましてはマネジメントプランの中に項目として入っているものでございますが、特に市有建築物の長寿命化の具体的な取り組みを内容とするものということで掲載してございます。

次に11 ページのNo.3 でございますけれども、こちらはインフラ系施設の長寿命化ということで、具体的には農業用施設、橋梁以外の道路施設、それから公園、そういったものの長寿命化を進める取り組みを内容とするものでございます。

それから、このページのNo.5 でございますけれども、こちらは市有施設の購入電力量削減の取り組みの推進ということで、省エネ・高効率機器等のハード的な整備、導入により、市有施設の購入電力の削減を進める取り組みを内容とするものでございます。

続きまして12 ページ目でございます。No.6 ということで財源創出に向けた取り組みということ

で掲載してございますが、ここにありますように、これまでの取り組みを継続するネーミングライツの取り組み、それからふるさと納税制度の活用といったものを内容とする財源創出に向けた取り組みを掲載してございます。

No.7の市有債権管理の適正化でございます。この他に市税とか国保、介護等の収入確保の取り組みというのが別にございますが、ここでは非強制徴収債権、例えば母子父子貸付金や、災害援護資金貸付金、こういった徴収するに当たって強制力のないものの債権管理の統一した手続、基準を定めること等によりまして、より適正化を図っていくという取り組みでございます。

No.8の情報システムの最適化の推進でございますが、内容としては、調達の適正化、全体像を俯瞰した上での適正化などによりまして、本市の各部署で色々なシステムを導入もしくは更新等を行うわけですが、そういったときによりシステムの最適化を進めていくというものでございます。

13ページの(2)効率的・効果的な行財政運営につきましては、これまでの行財政改革計画で進めてきました取り組みを継続するようなものを掲載してございます。先ほど申し上げました収納率の向上ということで、市税の関係、国民健康保険料の関係、介護保険料の関係、14ページ目にいきまして保育料の関係、市営住宅使用料の関係ということで掲載してございます。それと、16番は、ご存じのとおりマイナンバー制度の活用ということで、10月から番号の通知が始まっておりますけれども、具体的に1月から個人番号カードの交付も始まりますので、それに伴って具体的にいろいろな取り組みが始まっていくことになってございます。主な取り組みとして現時点で考えている内容は、コンビニ交付サービスの開始と、その状況を見据えた上で、自動交付機の廃止も併せて考えていくという内容、それから、個人番号カードへ印鑑登録証のデータを登録しての活用などを内容としてございます。

15ページ目でございます。こちらにおきましては外郭団体の効果的な事業運営ということで、これまでも行っております各種取り組みを1つにまとめた項目となっております。具体的な部分では、外郭団体のあり方の見直しということで、土地開発公社の解散に向けた取り組みや仙台ソフトウエアセンターのあり方の検討、こういったものを現在考えているところでございます。

このページが一番下、19番になりますけれども、施設使用料等の見直しということで、こちらは各種市民利用施設の使用料についての受益と負担の適正化を図る観点からの見直しを内容とするものとなっております。こちらについては議事の2で詳細にご説明をさせていただきたいと考えてございます。

続きまして16ページになります。No.21の事業ごみ等処理費用の改定ですが、現計画におきましてもあり方の検討ということで進めてまいったわけでもございまして、今後5年間で具体的な検討を踏まえて改定に入っていくということでございます。No.23では資源化施設のあり方の検討ということで、具体的には松森資源化センター、それから堆肥化センター、こういったところの施設の老朽化等も進んでおりますので、今後のあり方について検討する内容でございます。25番からが民間活力による事業の推進という項目でございまして、25番が保育所の民営化、27番が学校給食センターの調理業務の委託、29番、30番におきましては、新学校給食センターにおけるPFI手法、それから科学館改修等におけるPFI手法のそれぞれ活用、検討を内容とするものでございます。

18ページからが各公営企業の経営の健全性確保に資する取り組みということを実施項目としてございまして、18ページにおきましては交通局における各種取り組み、19ページにおいては、水道局における取り組み、ガス局における取り組みを記載してございまして、その中にガス事業の民営化等も入ってございます。20ページは市立病院における取り組みを内容としてございます。

続きまして21ページでございます。2つ目の実施方針、市民とともに行うまちづくりということで、最初に、ともに進むまちづくりに向けた取り組みということで、それを進めるための環境づくりを進めるための取り組みをNo.41にまとめてございます。主な取り組みに各種記載してございますが、例えば1つ目にあります協働まちづくり推進実施計画の策定ということで、今後具体的な実施計画を策定していくことを内容とするもの。それからその下、市民活動サポートセンターもしくは市民センター、それぞれ市民とともにまちづくりを進めるための環境づくりのまさに基礎とな

るような取り組みを内容としているもの。後段の方につきましては、若者、地元企業、そういった方々とも地域の課題解決や活性化の取り組みをしていくという内容でございまして、22 ページにいきますと、積極的な情報公開、それから市民ニーズや声を市政に反映させる取り組み、こういったものを内容としておりまして、市民の皆様とともにまちづくりを進めていくために必要なものということで、主な取り組み内容としているところでございます。

続きまして 42 番になりますけれども、こちらにおきましては職員の育成ということで掲載してございます。こちらはまさにまちづくりを進めていく上でそれを実践できる職員を育成するという内容でございまして、各種研修の実施ということで掲載してございます。

43 番でございしますが、ともにまちづくりに取り組む施策の推進ということで掲げておりますが、今ご説明申し上げましたような環境づくり、それから職員の育成、こういったものを通じた個々の取り組みが活発になっていくと、それからさらなる活動に広がっていくと考えてございまして、そうした活動をより推進していくということを掲載してございます。

続きまして 23 ページでございまして。こちらは(2)区役所の機能強化・地域課題解決に向けた取り組みということで掲載してございますが、まず地域課題解決に向けた取り組みにおきましては、まちづくり拠点としての区役所の機能強化等を内容とし、主な取り組みにありますように、組織体制のあり方や支援機能の充実などを検討していく内容でございまして。その下でございまして、区役所、総合支所においては地域連携担当職員を全て配置してございましてけれども、そういった職員を中心に、より市民センター等の地域の関係機関との協働・連携の充実を図り、支援機能の強化につながる見直しを検討する内容となっております。

続きまして 24 ページになります。No.45 の区役所窓口サービス向上に向けた取り組みでございまして、区役所をはじめとする窓口サービス、市民サービスの向上に向けた取り組みを内容として掲載してございます。主な取り組みとしては、現在仙台駅前サービスセンターにおいて、住所変更等の青葉区の分の取り扱いをしておりますが、その取り扱いの拡充といった点についてあり方を検討していく内容でございまして。それから、区役所の機能強化に向けた人材育成ということで、一番下でございまして、区のビジネスマナー研修であったり、それぞれ区毎、職場毎に職場研修等もやっておりますので、その実施のほか、区役所それぞれの課題であったりニーズなどに個々に対応するような研修を実施していくといった取り組みを掲載してございます。

続きまして 25 ページになります。こちらは 3 つ目の実施方針、職員の力を最大限活かした市政運営ということで、前半でも申し上げましたが、1 つ目といたしましては、コンプライアンス意識の醸成と定着を図ることを通じまして、職員の意識改革、組織風土の見直しに向けた取り組みを進めるということを掲載してございます。

26 ページ、最後になります。職員の力を引き出す取り組みということで、具体的には職員の能力向上、職員の意欲向上につながる環境整備、そういった取り組みを掲載してございますが、例えば 1 つ目の将来のまちづくりに資する人材育成ということで、政策企画力・実行力を持った職員の専門的な能力の向上はもちろんでございますが、それから派遣研修、視野を広くする研修の強化、それから若手職員の仕事の基礎力強化に資する研修の充実を考えてございまして。中段の人事評価制度の見直し等は引き続きやっていくこととしておりまして、その下の女性職員の活躍推進ということで、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定を通じて、より女性職員が働きやすい環境を作っていくというもの、併せて、職員のワークライフバランスの推進ということで、子育て世代の職員であっても働きやすい環境を作っていくというものを項目として掲載してございます。

なお、最後にあります組織横断型プロジェクト・チームによる政策立案・実行、こういったものにつきましては、今の計画の中でも縦割りの排除ということで取り組んできておりますが、引き続き既存の枠組みではなかなか対応が難しいものについては縦割りを排除して柔軟に対応していきたいということで、挙げさせていただいているところでございます。

今、主だったものということでご説明させていただきましたけれども、この実施項目それぞれの部分におきましては、目標という欄の中に括弧書きで計画的な実施を内容とする予定とか、数値目

標を掲げる予定というようなことで記載しておりまして、具体の数字等については今後ということになりますので、その点ご了承いただければと思います。

私からは以上でございます。

本江会長

ありがとうございます。全体の枠組みについては前回議論しましたので、より詳細の部分をお示しいただいたというところだと思いますが、ただいまの説明についてこれから自由に委員の皆さんからご意見、ご質問などを出していただければと思います。どなたからでも構いません。ご質問でもいいですし、枠組みのお話を蒸し返してもいいし、ディテールでも構いませんが、いかがでしょうか。冒頭にご説明のあった参考資料の1について、位置づけの関係でもいかがでしょうか。

山崎委員

23 ページのNo.44 で区役所の機能強化と地域課題解決に向けた取り組みについて、全くそこは賛成なんですけれども、現状、地域連携担当職員というのがいるという話だったと思うのですが、これをさらに見直すとのことですが、現状はどんな感じなのかを教えてください。

事務局（行財政改革課長）

地域連携担当職員につきましては、平成24年度から全区、全ての総合支所に配置されています。実は、その前の年から配置はされてはいましたが、震災がございましたので、その震災対応に向けてということでそちらに片寄せしたという経緯がございます。現在、先ほど申し上げましたような、地域の市民センターなどと連携するというようなところで、この地域連携担当職員がコーディネーター的な役割を果たしながら取り組んでいます。

ただ、若林区と宮城野区については、やはりどうしても震災復興に関わる業務があるということで、どちらかという他被災者支援やコミュニティー形成とか、そういったところに力を割いている現状がございます。

山崎委員

分かりました。ただ、現状どこに問題があって、何をどう見直すかというのがよく分からないので、そういう書き方だったらいいのではないかなと思うのですが、現状の課題が見えないまま見直しを検討するといっても、課題がないのに見直ししてもしょうがないと思いましたので、全体的にそういう書き方があればいいと思います。

事務局（行財政改革課長）

ありがとうございます。最終的にこういった形になるかはありますが、今のご指摘の趣旨を踏まえまして、最終案に向けて、今後策定していきたいと考えてございます。

本江会長

恐らく、目標の欄のところに、具体的にこういう課題があるのでこう対応するという表現がなく、ただ検討していますとだけ書かれることがありましたので、そうならないようにというご指摘かと思えます。他にいかがでしょうか。

大江委員

資料1の10ページの公共施設のマネジメントプランの推進について、資料2とも関連しますが、資料2の2ページで有料施設が平成元年度から平成26年度まで約2.6倍の増加率ということですが、こういった施設が増加しているのかということと、これからこういった形で整理をされていくのかということをお聞きできればと思います。

事務局（財政課長）

前段の方は資料2の2ページの棒グラフのことで存じますが、今回資料2の棒グラフに載せました施設と申しますのは、基本的には建築物全体のものがございます。特にご指摘の有料施設については、基本的には今回使用料の見直しを検討している施設がほとんどになりますので、それは実は資料2の6ページの別紙に対象となる全ての施設の種類を記載しております。左側に施設類型と書いていますが、ここに書いてある施設の種類の、これは全て今有料で見直しを考えておりますので、基本的にこういった施設が元年以降増えてきたということになります。

大江委員

ありがとうございます。14ページのマイナンバー制度の活用の部分ですが、コンビニエンスストアで交付というお話がありますが、自動交付機の廃止をされた場合にどれぐらい費用的に削減できるのかといったところと、窓口の人件費の部分ですとか、マイナンバー制度を活用してどんな形で費用の削減に繋げていくのかといった見通しがあればお願いします。

事務局（行財政改革課長）

コンビニ交付サービスの関係でございますが、個人番号カード、免許証のようなカードになりますが、こちらは1月から交付されます。今マイナンバーが各家庭に届いていると思いますが、その中に申込書が入っていますので、申請して交付を受けるのですが、そのカードがどれくらい普及するのか、実際にコンビニ交付サービスが始まったとしても、実際にどれほど使われるのかが現時点で見通しが難しいところでございます。そういうこともありまして、この項目に記載しているように、普及状況と利用状況を踏まえながら、どこかのタイミングで一定程度それがスタンダードになっているという状況があれば、交付機の廃止を考えていくという内容でございます。具体の経費の部分についてはまだこれからでございます。

大江委員

わかりました。ありがとうございます。

本江会長

私からも重ねて、よろしいですか。マイナンバーのところですが、取り組みに載っているのはカード利用の話ばかりで、ナンバーそのものの利用とはちょっとレベルが違いますよね。カードは全員が持つ訳じゃないから。ナンバー制度の活用とあるところで、ナンバーそのものを使ってもっと色々なことができるのかなと思うのです。カードがちょっと使えるなんていうのは全く表面的なことで、そのデータベースを使ったことによる、何か仕分けするとか、今まで漏れていたものが取れるとか、何かあると思うのですが、その辺の検討はどうなっているのでしょうか。

事務局（情報政策部長）

情報政策部の日下でございます。マイナンバー制度を統括しておりますので、私から分かる範囲でお答えさせていただきます。

マイナンバー制度につきましては、もともと法で使える範囲が税と社会保障、災害、この3つに限定されておりますので、それ以上に広げて各自治体が独自にやっていくということは認められていない状況でございます。14ページにも記載していますように、添付書類の削減については、転入転出があった際に前の市町村から添付資料を持ってきてもらわなくてはいけなかった部分が削減できるというのは市民の皆様にとってメリットだと思います。その他、内部処理において、マイナンバーでひもづけたものについて瞬時に確認できるということがありますので、あちこちから資料を探してきて確認しなくてはいけないという手間が削減されるメリットは出てくるかと思えます。

そういうことも踏まえまして、今後、窓口サービスについて、24 ページの真ん中に、異動受付、証明交付体制のあり方の検討という項目が挙がっておりますが、今申し上げましたような市民の方のメリットだけではなくて市の職員側で軽減できる部分等がございますので、それを生かして、一般的にワンストップサービスと言っていますが、これをどこまで実現できるか、市民の皆様が、あっち行ったりこっち行ったりしないで済むようにということを考え始めている状況でございます。

本江会長

はっきり言うと、あまり行財政改革的にはインパクトがないということですか。

事務局（情報政策部長）

いくら削減できるかといったものは、少なくとも現時点で表せるものは見えないかと思います。

本江会長

分かりました。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。背景のことで、個別の内容でも結構ですが、西出委員、お願いします。

西出委員

5 ページのとともに進めるまちづくりのところで、今年7月に協働によるまちづくりの推進に関する条例を施行したと書いてあります。これが、それまでの背景を踏まえて条例を施行したということと、条例を施行して何を目指しているのかということのつながりというか、条例をもとにどんな流れになるのかを全部つなげるといいのかなと考えました。

それと関連しまして、21 ページの市民とともに行うまちづくりの41番の協働まちづくり推進実施計画の策定のところで、基本方針や実施計画と今回施行された条例との関連性というのを明確にされると分かりやすいかなと思いました。

もう1点同じページですが、拠点施設等におけるということと市民センターによるということの2つの項目があるのですが、内容を拝見しますと、上の方が市民活動サポートセンターにおける場や情報の提供、様々な主体の連携などの促進で、市民センターの方も交流や拠点機能を生かしたということで、重複している部分もあるのかなと考えますので、その違いが分かるように表現されるといいと思いました。特に上の方に拠点施設等と書いてあるのですが、中を見ますとサポートセンターのことだけ書いていますので、サポートセンターと市民センターの役割の違いとか、市民センターの方も見出しは人づくりということが書いているのですが、そのほかの機能もありますので、そこら辺の役割の違いなどを整理されたいのかなと思いました。以上です。

本江会長

市民協働のあり方のところですが、事務局から何かありますでしょうか。

事務局（市民協働推進課長）

市民協働推進課の平嶋です。7月に協働によるまちづくりの推進に関する条例というのができました。これは改正によってできた条例でございます。もともとは平成11年に市民協働関連ということで、市民公益活動の促進に関する条例というものを作りました。それを改正したのですが、平成11年以来、いわゆる協働のベースとなるような市民活動促進の方に重点を置いて様々な取り組んできたといったところがあります。そういった力が震災からの復興にも大きく資したということで、更なる次のステージにという中で、そういった様々なまちづくりの主体の力を結集して協働のステージに行こうということでできた条例、これが協働まちづくり推進条例になります。先ほどお話ございました、推進実施計画や基本方針との関係についてですけれども、条例の中では、3つほど協働の理念を、協働の目指す姿ということで自立、連携、創発と謳っております、さらにそう

いった理念のもとに具体的にどう施策を展開していくか、また、役所側だけではなくて、様々なまちづくりの主体がどんな形で何をしていたらいいかというようなことを具体化していくために、一つ条例のもとに基本方針というものを現在作成中でございまして、来年1月には基本方針ということで定めたいと思っております。さらにその下により具体の施策レベルまで落とししたような、ここに掲げています推進実施計画というものを、これは翌年度、28年度に向けて作成していこうと、そのような関係性になってございます。

それと、市民活動サポートセンター、ここは市民活動促進の拠点であり、これから協働のまちづくりの拠点という位置付けの施設になってございますけれども、拠点施設は1カ所だけなのですが、ここだけではなくて、やはり60館ほどある市民センター、こういったところも協働のまちづくりの拠点というか、ブランチといいますか、そういった役割も果たしていく必要があるかなというところがございますが、この書きぶりをもう少し分かりやすくというか、その関係性が分かりやすいような工夫はしていく必要があるかなと思いますので、検討させていただきたいと思っております。

本江会長

ご指摘のとおり表現も重複しているところが多いので、1つの項目になるのであればそうしたらよろしいですし、役割分担をくっきりということであればそういう読み方ができればということかと思っております。ありがとうございます。他いかがでしょうか。

木下委員

21ページあたりになると思うのですが、書き込むにはちょっと難しいかもしれませんが、想定されているのが、ずっとこの仙台にいて今後もずっといる人というのが何となく念頭に置かれているように受け止められますが、仙台は一時的に数年住むという形の市民の方も結構いらして、転勤族の方などは、他の土地の色々な経験もされていて、役に立つことも色々ご存じではないかというふうに思うのです。そういう方の知恵ですとかご意見とか、何かそういうものも取り込んで生かせるような感じにできないのかなと思うのが1つ。あと、市民がということなので強制は難しいのですが、女性の積極的な参加というのもぜひ促す仕掛けを作っていただきたいと思うんですね。震災のときなどに避難所でなかなか女性の声が聞こえてこないということもあったと聞きましたが、やっぱりそれは災害があって急にではなくて、日ごろからといいますか、もともとまちづくりその他地元のことで女性の声が聞けるような形にしておかないとできることではないと思うので、災害のためにということではないですけれども、女性も参加できるような何か促す仕掛けのようなものがあればと思います。結果をまとめるときに統計データを男女別にも出していただくとか、そういった形で目に見える感じにしてみるのもどうかと思いました。

本江会長

ありがとうございます。言うなれば短期の市民というような、流動性の高い人口のあり方というのは都会独特のもので、学生もそうですよね。あと男女ということでした。いかがでしょうか。

事務局（行財政改革課長）

ありがとうございます。今ご指摘ありましたように、仙台市は特に学生なども結構入ってくるまちでございますので、今お話あった点も踏まえて、最終案に向けてどういった形で取り込めるかも含めて検討していきたいと思っております。

それから、女性の部分に関しても、この案にするに当たってそういった部分も検討して、市民全体の中に入るということで今回こういう形になってはいますが、改めて今お話がございました点を踏まえまして再度検討してまいりたいと考えております。

本江会長

今の木下委員の発言に関連して。冒頭の背景の説明のところは定番ですけども、人口の動向から入り、少子高齢で人口は減少するというのですが、これは日本中で起きていて、特に厳しい東北の趨勢の中で仙台は比較的ましなはずで、かつ流動的な状態があつてということもありますので、周りとの比較で相対的に仙台市はどうかという分析もほしいです。例えば3ページには人口流出の防波堤になるということがありますが、仙台は人口をキープしていて、ある独特の役割を果たさなければいけないということが、今の単純な大きいトレンドの説明だけだと出てこない。恐らく私の知る範囲では、仙台は人口がキープされるのも、東北の中では非常に希有な場所であつて、かつ流動性も高く、若い人口も多くて、独特だからこそやらなければいけないことがたくさんあると思いますので、それを謳わないと説明できないことが色々出てくると思います。これは事実としてそうなのであれば説明に加えていただけるといいのかなと。そうすると、色々なことが理解しやすくなると思いました。何かありましたら。

事務局（政策企画課長）

人口についてももう少しみ砕いたご説明を申し上げます。次期行財政改革計画（中間案）の1ページ目にも人口がございます。今会長からもご指摘ありましたが、仙台市は東北の中では人口をキープしている非常に希有な例でございまして、今日本の政令市は20市ありますが、政令市全体はキープしている状況にございます。ただし、ご説明いたしましたとおり、2015年は107万6,000人くらいでございまして、この後、2020年くらいから減り始めるという形になりまして、この減り方が最初はゆっくり減り始めます。ゆっくり減り始めますが、その後、恐らく2030年から2040年にかけて急速に人口が減少していくことになると思われまして。2050年、2060年になりますと、高齢者の方々も減少するという形で、都市の人口全体が減少していくという形になると思われまして。東北各地域ですと既にそういった段階になっているということがございまして、仙台市として、恐らく、100万人をどこまで維持できるかという問題はございまして、この部分を少しでも後ろに持ってくるということがあるかなと思っております。

もう一つ、人口の異動に関してですが、ご指摘のとおり仙台市は非常に人口の異動が多いまちでございまして。しかしながら、過去20年間の人口の傾向によりまして、実は人口の転出入数は、震災という特異な時期を除くと、毎年大体1.3%ずつ減少しております。したがって、仙台市に入ってくる方々も出ていく方々も少なくなっており、そうなるにつれて、いわゆる都市の活力といった面で徐々に黄色信号が灯ってくるのではないかと考えております。先ほどお話しした通り、一定程度のダム機能ということに併せまして、ご指摘もあった、特に学生が入ってくるということを踏まえまして、例えば東北地域から入ってくる学生が多いのですから、その学生をさらに東北地域に戻すという形で、都市間連携も踏まえたハブになっていくといった部分は大きな方向性としてあるのではないかと考えております。

本江会長

流動性も減ってきているのですね。それは少し問題ですね。ありがとうございます。そうした分析ももう少し詳しく書いてもいいと思います。人口減少、少子高齢は皆承知しているので、簡単に書かれていると読み飛ばしてしまうか、いつもの話だなどと思ってしまうところだと思うので、流動性が下がる、要するに固くなってきているということや、東北全体の中では特別ということなど、そんな話もあると、もっと位置付けがはっきりすると思います。

事務局（行財政改革課長）

ありがとうございます。この中間案につきましては、この後、パブリックコメント、それから議会にもご意見をいただきながら進めていきたいと考えておりますので、最終案に向けて今ご指摘の点も踏まえてできるだけ反映できるような形で検討していきたいと考えております。

本江会長

お願いします。他はいかがでしょうか。

山崎委員

個人的な意見ですが、1 ページと 2 ページのグラフは、片方が人口で、もう片方はパーセンテージで記載されていますが、ちょうど仙台市は約 100 万人なので、わざわざ 2 つもグラフは要らないのではと思います。皆さんが混乱するかと。何か工夫されたらいいのではと思いました。

事務局（行財政改革課長）

ありがとうございます。今のご指摘踏まえまして、より分かりやすいような形にしていきます。

本江会長

他いかがでしょうか。どうぞ。

大江委員

21 ページですが、まちづくりをともにすすめるための環境づくりのところで若者は出てきますが、高齢者が出てきません。定年退職した元気な方がどういったところで活躍できるのかを探っていく必要ももう少し打ち出されたらどうかと。シルバー人材センターも 75 歳までで、その後働くところがないというお話を伺うと、かなり高齢の方でもとても元気な方がいらっしゃるの、そういった方の活躍の場をどうやってつくっていくかということも必要かと思いました。

あと 4 ページですが、「歳出面では」というところのくだりで、対象者増ですとか扶助費や医療費の増ということが書いてありますが、障害があるとか高齢であるということ以上に、単身世帯の方というのが、どうしても行政の方、保護課とか障害高齢課の職員に負荷をかけているのではないかと思います。そういった部分でも、孤立させないことですか、単身世帯についてどう地域で支えるのかですとか、事業者も含めてどう支えていくのかといったことが多分、まちづくりを進めるということも含めて、必要だなと思います。行財政改革なので人件費の部分で考えるとちょっと違った方向になるかもしれませんが、必要などころにはやっぱり職員が必要ということも主張していく必要があるのかなと思います。なので、必要な人材を削るのではなく、必要性を市民の方に理解していただきながら、その分税金についても理解していただくといった方向性も行財政改革の中で示していった方がいいのではないかと思います。

本江会長

いかがでしょうか。

事務局（行財政改革課長）

ありがとうございます。単身世帯、高齢者や障害者、そういった方々に対するより具体的な支援のお話がありましたけれども、そういった部分についてはそれぞれの分野毎の計画もございまして、例えば地域包括ケアシステムということでも色々お話ありますけれども、現在それぞれの計画の中で進めておりますので、今ご指摘の点を踏まえまして、必要などころに確実にサービス提供していくという趣旨というのは、この計画の、下支えするという意味からすると正にそのとおりだと思いますので、そういった趣旨の部分が何らかの形でより明確化していければいいかなと今伺いましたので、最終案に向けて検討させていただきたいと思います。

本江会長

なかなか書きにくいところですね。「適正化」と書いてあるあたりが精いっぱい表現なのかもしれませんが、減らせばいいってものではないと言いたいのだと思いますが、なかなかそういう

文化がないですね。サービスは少なくてもいいから税も払わないというのは筋が通っているし、色々やってもらいたいから税を払いますと言うのであれば、どちらを選択するかという話なのだけれども、やってもらいたいことは多いが税は払いません、無駄があるでしょうと、そう見えてしまうところもあるのかもしれません。ただし、多分に偏見もあって、そこら辺の意識を変えるのはなかなか難しいのだと思いますが、もう少し強い表現で、できないものはできない、欲しいのなら必要なことは必要だという趣旨のことを、表現を何か工夫して発明しないとだめではないかということ、繰り返し申し上げているところです。そういうところがあって、絞ればいいというものではないと言えるのだと思っております。

加えて申し上げますと、具体的な数字はこれからということですが、いつも申し上げておりますが、経費を削減するためにはコストが必要で、削減分を上回るコストをかけるのだったらやめた方がいい。民間だったらやめます。お金のことだけ言えば、現状を維持した方がいいので。不公平感をなくすとかはありますが、その辺のリアルなコストも併せて示すとか、何か工夫をしていただきたい。とにかくできるだけ減らしますというのは逆に言うと無責任なので、そうではない示し方をする。それがシビアでリアルな改革の計画になると思います。一般的な言い方になりますが、それをしないで、「やります、やります」と約束して、嵐が過ぎるのを待つみたいになると最悪です。やることはここまでで、これ以上は無理だからやらないというような、そう書くと喧嘩になるかもしれませんので、その表現を工夫する、行政用語を発明するぐらいの心持ちで取り組むといいと思います。

今日、政策重点化方針が打ち出されていて、これを踏まえてベースになる改革計画があるとあります。政策重点化だから、勢いよくやるのが書いてあって、それは当然ですが、これを実現するためにはこれが必要で、やめるものはやめると、それでこっちに充用すると。これは表と裏の関係ですが、簡単に読むとどっちもやりますと書いてあって、裏表だということがクリアに示せていない感じがします。これをやるために重点配分するので、こっちにはやめることがあるのですというようなマップがありますよね。その表現をぜひ発明していただきたいと思う次第です。これはお願いで、質問ではありません。他はいかががでしょうか。

山崎委員

12 ページにネーミングライツの話がありましたが、突然のように八木山動物園の名称にネーミングライツ導入と書いているのですが、大丈夫でしょうか。八木山動物園というのは歴史と伝統の名前のような気がするので、ネーミングライツを導入することで寂しがるといえる人達もいるかもしれないというのと、施設は八木山動物園だけじゃないですよ。この上段に公園施設やスポーツ施設と書いてあるので、突然具体化しない方がいいのかなと思います。もう少し議論して公園施設やスポーツ施設でどこかいいところを探していった方がいいと思いますし、例えば仙台市で買った陸上競技場も、コボスタの隣で、何となくそこはいいかなというのもあると思うので、八木山動物園に決めないで、少し皆さんで議論して決めてはどうかという気がしました。

本江会長

いかがでしょうか。

事務局（行財政改革課長）

ありがとうございます。ネーミングライツ、既にやっているところもございますが、今後の候補として考えられるということで掲載しているところでございます。八木山動物公園という名称のお話でしたが、確かにその名称を全くなくすということではなくて、その名称に加えるとか、そういう形だと思っていたところです。ご指摘も踏まえ、今後協議していきたいと思っております。

本江会長

細かいことですが、私からもう1点。職員の育成のことが随所に出てきて、重要なことだと思

ますが、育成ばかり出てきて採用の話が出てこないんですね。入った人を育てるのは大事なことですけれども、後から育成するよりも、フィルタリングをかけてきちんとした人を採用するという方が重要だというのは、多分いろんなところの人事で今言われていることだと思いますので、採用についての戦略がないのはちょっとバランスが悪いのかなと思いました。私が見落としているだけかもしれませんが、そこら辺の考えがあるのではないかと思う次第です。これはコメントです。

事務局（人事課長）

取り組み項目の中に採用に関する記述は具体的にはございません。会長おっしゃるとおり、いかに優秀な人材を採るかというのは組織の力を維持するためには非常に重要でして、これから私どもの組織も退職者の増加が見込まれ、大量に採らなければいけません。そうなると、今まで通りのことをやっていけば質が問題になるという課題がございますので、採用の方法、現状の見直しを検討している部分もあります。そういった部分で書き込めることがあれば書いていきたいと思っております。

本江会長

ぜひよろしく申し上げます。他はいかがでしょうか。差し支えなければ議題2に進んで、残したことがあれば、こちらの議事も同時に進めさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

では、2番目の議題です。「市民利用施設の使用料見直しについて」ということで事務局からご説明をいただけますでしょうか。

事務局（財政課長）

財政課の郷湖と申します。失礼して着席のままご説明させていただきます。資料2でございます。

市民利用施設の使用料は、「I 使用料の目的と根拠」に記載しておりますとおり、市税等の負担との関係で施設を利用する方としない方の間の負担の公平性を確保するという観点から、施設利用による特定の受益者の方々から一定のご負担をいただくものでございまして、地方自治法及びこれに基づく市の条例に基づき徴収しているものでございます。

では、本市における市民利用施設の使用料等の現状はと申しますと、下の2つの円グラフをご覧ください。これは、今回見直しの対象としております施設全体の管理運営経費等とその負担の内訳でございます。右側の円グラフのとおり、施設を利用される方のご負担、つまり使用料の負担は経費全体の14.4%でございまして、残りは市税等の一般財源で賄っている状況でございます。

2ページをお開きください。(1)のグラフのうち、下の棒グラフは市有建築物の平成元年度以降の延べ床面積の推移、そして上の折れ線グラフは人口の推移をあらわしています。人口の伸び率以上の施設を整備していることがお分かりいただけると思います。特に有料施設、棒グラフの一番下でございますけれども、平成元年度から26年度までの間に、人口の伸び率は17%ですけれども、これを大きく上回る160%もの増加となっております。また、(2)でございまして、政令市移行時など集中的に整備いたしました有料施設の多くが今後老朽化による更新あるいは大規模改修の時期を迎えますので、これらに有する費用も莫大なものと見込んでおります。

冒頭に申し上げましたように、施設に要する費用に係る市民の方々の負担の公平性を確保する観点から、使用料は適宜見直しをする必要がございますが、Ⅲにありますとおり、昭和58年度の改定を最後に、政令指定都市移行に伴う合併時の取り扱いですとか、その後の景気の長期低迷などのために統一的な改定を見送ってまいりました。こうした経緯も踏まえまして、平成22年3月に策定いたしました、まさにこの会議のテーマでもあります、現行計画の行財政改革プラン2010におきまして使用料の見直しを掲げ、見直しの検討に着手いたしましたところ、東日本大震災により中断しており、今回改めて見直しに関する基本的な考え方を取りまとめましたので、今回ご報告させていただくというものでございます。

以上を踏まえまして、見直しの考え方をⅣのとおり3つの柱としてまとめました。3ページにその概略を記載しておりますのでご覧いただければと思います。

1つ目は、基本的な考え方の明確化と市民の方々の負担増への配慮でございます。受益者負担の水準ですが、民間ではその費用の全てを賄うのが基本となっておりますけれども、施設の公共性の観点から、利用のしやすさを確保するため、施設全体として費用の一部、光熱水費と清掃等委託料を賄える水準を基本といたしますとともに、急激な改定による利用者の方々の大幅な負担増を避けるため、今回の統一的な見直しでの引き上げ幅、これは昭和58年以降の物価上昇率を考慮した水準にとどめたいと考えております。下に使用料の負担水準につきまして、現状と基本水準、それと今回の実際の改定の3つについてイメージ図を掲載しております。

2つ目の柱でございますが、使用料体系について精査いたしましたところ、例えば曜日別料金あるいは時間帯別料金、さらには営利関係利用の割増しの状況について、施設ごとに不統一というか、ばらばらであるといったことが改めてわかりました。市民の方々にとってより分かりやすいものになるようこれらを整理いたしたいと考えております。

3つ目は、今回のように長期間見直しがなされないことによる急激な負担増を避けるため、この度の見直し内容を基本的な方針といたしまして、定期的に改定を検討していく仕組みを作りたいと考えております。

以上の具体的内容でございますが、4ページになります。まず1の対象施設でございますが、以下のような施設以外の全ての施設を対象としたいと考えております。次は2の基本的な改定水準になりますが、資料中段に「算定の考え方」というところがございますが、こちらをご覧ください。今回は、A、昭和58年から平成27年までの物価上昇率、こちらは21.7%になります、こちらから、B、消費税率5%分、これは導入時と5%への引き上げ時に既に使用料を改定して反映させている施設も多ございますので、これを物価上昇率から控除した水準、こちらを基本としたいと考えております。したがって、平成29年、再来年の4月に予定されております消費税率10%への再引き上げ分2%分、こちらは、後ほどご説明いたします次回以降の改定検討の際に、その時点での物価変動状況なども勘案いたしまして対応を判断することといたしまして、今回の改定への反映は見送りまして、今改定による新料金のスタート時期は、周知期間も考慮いたしまして来年の10月にしたいと考えております。

次に3の使用料体系の整理でございます。まず(1)、専用利用に係る曜日別料金ですが、近年の社会におけます一般的な状況を踏まえまして平日と土日・祝日の2区分といたしまして、現行の割増し率の状況を踏まえ、土日・祝日を平日の1.3倍にしたいと考えております。

次に(2)の時間帯別料金ですが、午前、午後、夜間の3区分に分けて、午後を基本としつつ、夜間は現行の割増し率の状況などから午後の1.2倍、逆に午前につきましては、特にこれはホール系施設なんですけれども、午前の利用状況が午後よりも低いということを踏まえまして、利用の平準化の観点から午前を午後の0.8倍に割り引くと、こういった設定で統一したいと考えております。

次に5ページをお開きください。(3)の営利関係利用ですが、まず①、利用団体等が入場料等を徴収する場合は、現行制度の状況なども踏まえまして、入場料等の額によりご覧の表の割増し率を基本とした設定をいたしたいと思っております。②でございますが、この入場料等の徴収いかににかかわらず、明らかな営利目的での専用利用につきましては3倍を基本として設定したいと考えています。ただ、③でございますが、スポーツ施設の専用利用の料金は、使用目的、入場料、そして営利目的かどうかという3点の組み合わせによって設定されておりますけれども、これはプロスポーツの利用もあるという事情もございまして一定の合理性があると考えられますので、現行制度の方に統一したいと考えています。

4の定期的な見直し等のための仕組みづくりでございますが、今後は概ね4年ごとに改定の検討を行うことといたしますとともに、受益者負担の状況は毎年度把握し、改定の検討はもとより、管理運営の効率化あるいは利用率の向上などにも役立ててまいりたいと考えています。その他、無料施設への受益者負担の導入、或いは複雑化しております減免制度等についても、引き続き状況、運用も含めて把握の上、より分かりやすい使用料体系を目指して検討してまいりたいと考えています。

また5でございますが、今回の見直しによる増収額につきましては、各施設の環境の向上あるいは

は長寿命化のための計画的な改修の方に活用し、より快適で安全・安心の施設サービスの持続的な提供に役立ててまいりますとともに、新たに年間パス、回数券制度といったものの導入施設の拡大等についても検討してまいりたいと考えております。

6 ページの別紙は、議題 1 でも若干触れましたが、今回の見直し対象の施設類型とそれぞれの現行の使用料の状況を参考にお付けしたものでございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

資料の最後のページ、ページ番号は付しておりませんが、本日も報告のこの資料により、以下に記載のとおり市民意見募集、パブリックコメントを開始しております。本日この場で頂戴いたしましたご意見とともに整理しまして、1 月に予定の会議の場で、そういったものを踏まえた最終案をご報告させていただきたいと考えております。説明は以上でございます。

本江会長

ありがとうございます。ただいまの説明について皆様からご意見、ご質問があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

山崎委員

最初の 3 ページのイメージ図のところの説明で、現状に対して光熱水費と清掃等委託料までは何とか取りたいのだけれども、そこまではいかないという説明だったと思いますが、いずれそこまでいきたいという感じはあるのですか、それともなかなかそこは難しいという感じでしょうか。

事務局（財政課長）

基本的な経費としてはこの水準を賄える程度までの使用料水準を目指してまいりたいと思っておりますが、ただ、イメージ図の幅が大体現実に近い幅になっておりまして、なかなかそのあたりは今この場で、例えば 4 年後と今回申しておりますけれども、そのときに、即そこまで上げますというのは少し難しいと思っております。やはり 4 年後、例えば今回これで通ったとなれば、4 年後までの物価上昇は一体どの程度だろうとか、或いは経済情勢、30 年以上にわたってできなかった大きな要因がそこですが、そういったところの状況なども踏まえて、最終的にはその 4 年頃に上げるも上げないも含めましてその都度判断していくということになろうかと思っております。

本江会長

ありがとうございます。3 ページの一番下に定期的に改定を行っていく仕組みをつくりますとあり、改定を検討していく仕組みをつくりますと随分ニュアンスが違うので、何か自動的に価格が変動する仕組みができるのかと思いましたが、ご説明では補っておられましたが、こちら辺についてはよろしくをお願いします。

清治委員

施設の値段を上げるということで、大きいホールや体育館など、そういうところは考えているみたいなのですが、個人で使うテニスコートやプールなど、これは多分学生であれば半額になっていると思いますが、それと、例えば市民センターであれば和室などを使うときもあると思いますが、そちらの方の使用料などを値上げする予定はないのでしょうか。

事務局（財政課長）

6 ページの別紙をご覧いただきたいと思っております。表題にも書いておりますが、これが今回、検討対象の施設類型の全てになります。例えば今おっしゃられましたプールですと、スポーツ施設といったところに 4 つ例示しておりまして、3 つ目の中田温水プールは、個人利用ということで、今 1 時間当たり 250 円いただいておりますが、これも当然今回見直しの対象になりますし、テニスコートはその下の川内庭球場、1 時間当たり 500 円とありますが、これも当然見直しの対象になります。

例えば市民センターの和室あたりですと、上から5段目に市民センターということで、こちらも代表的な例としてホールを例示しておりますが、当然和室などの小さい会議室といったものも全て、ここにある施設類型に属するものについては、今回見直しの検討対象としております。

本江会長

よろしいでしょうか。私の感想ですが、複雑なシステムをきちんとして分かりやすくしたいということはよく理解できますし、一定の価格改定が必要だということも分かりますが、少し入れておいた方がいいかなと思ったのは、何でも一律にするばかりだと戦略的な価格設定ができなくなります。例えば仙台が音楽で押したいというのであれば、音楽ホールは営利目的であっても他よりもあえて安くして、迷っている人が安いから仙台でコンサートやろうというふうに、仙台でたくさんコンサートが行われるようにしてもいい。都市間競争の文脈の中で、営利でもすごく安く貸すということがあっていいのではないですか。音楽というのはあくまで例ですが、ルールを一元化することばかり言い過ぎて、そういうことができなくなるといけません。つまり、もう少し大きく見たときに、価格を安く使わせることに都市としてのメリットがあるということが議論し得るのかということです。特別価格を設定するということがあるのかも分かりません。抜け道をつくるみたいに言われるといけませんが、でも、物の値段はそういうところもありますよね。鉄道も運賃は極端に安くしておいてまちの発展を狙うといったことがあるわけで、公共価格というのは少しそういうところがあります。それが単純なビジネスで決まるわけじゃないという部分のみそで、学生とか高齢者に対して特に優遇するみたいなことがもう少しやれるルールにしておかないといけない。自縛自縛にならなければいいなと感じました。書き方は難しいかもしれません。その辺は議論何かなされていますか。

事務局（財政課長）

本市の施策の推進に向けた価格設定といった観点での、そういった検討は行っていないところですが、今回30数年ぶりの改定に合わせた整理ということで、一つの整理案というふうには我々認識しています。会長ご指摘のあたりは、なるほど今感じたところも実はございまして、そのあたりは、先ほど、少し複雑化している減免制度は次までに考えると申し上げましたが、この減免制度は、ある意味その都度その都度柔軟に対応してきたが故にそれぞれの施設ごとにばらばらで、曜日別、時間帯別といったものよりも更に複雑になっております。それは今回運用の実態も含めて今後整理したいと思っておりますが、その中でも今ご指摘いただいたような、減免制度で会長ご指摘のようなことをやるのがいいのか、或いは、そもそもの価格設定できちんと設定すべきなのかといったことも含めて、今回の見直しへ反映できるかというところはありますが、今後の私どもの検討課題にはさせていただきたいと思えます。

本江会長

逆もあるので。高速道路のロードプライシングみたいに、高くしてあまり使わせないで渋滞を減らすといったこともあり得る訳ですよ。今出ている類型でそういうことが起こるといのはあまり考えにくいですが、可能性としては、あるので、その辺のことが含まれてもいいのかなという気がします。

西澤委員

この類型ですが、施設によって利用頻度にもものすごい差があるのを感じる。極端に言えば1週間のうち1回しか使われていないような施設ももしかしたらあるのでは。それに対して、同じ日、同じ時間に2つも3つも引き合いがあるような施設もある。そういう施設ごとの差が非常にあるにも関わらず同列に論じられており、その中で、価格を上げる前提で動いているのは、少し捉え方としてここに対する配慮があつていいのではと私は思います。その辺についてはいかがですかね。

事務局（財政課長）

この施設類型ご覧になりましても、恐らくここはそうだろうという施設は幾つかございます。それは、本日の資料にはお示ししておりませんが、施設類型ごとの経費と使用料の収入、いわゆる受益者負担です。これはならずと冒頭の円グラフ、1 ページのとおり経費に対する使用料、たった14.4%という数字になっています。例えば、色々考え方はあると思いますが、利用率の低いところはもっと上げてもっと料金を取る、或いはもっと安くしてもっとたくさん来てもらったらいではないかといった考えはあろうかと思えます。今回、そのあたりの検討も、検討過程では正直ございました。ただ、やはり今回一番重視いたしましたのは、何せ32年ぶりになりますので、様々な施設ができて、結果、西澤委員ご指摘のような施設も出てきているという状況等々もございますので、まずは基本的な根幹の物価上昇という、どこの施設もその影響はございますので、基本的にはまず現行の料金のそれぞれの水準を基本といたしまして、まずはここで、30 数年間見直しをしなかったことの一旦整理をしてみたいというところがございました。委員ご指摘の施設種類ごとのといったところは、やはり今後考えていかなければならない、非常に大きな論点だと思っております。

西澤委員

私はどちらかという、安くしないといけない施設も出てくるのだらうなというものがあるので、その辺について議論があったとの話なのでそれでいいですが、それが伝わるようにしてほしい。そうしないと、単純に網をかけるためだけにやったととられてしまいます。皆が一生懸命取り組んでいて、大ざっぱな問題ではなく、きちっとそういうことを踏まえてやっているということがぜひ伝わるようにしてほしいという思いで、今質問させていただきました。

本江会長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。では、議案の2についてはそろそろ意見も出尽くしたことかと思えます。

（3）その他

本江会長

次第にその他とありますが、何かございますでしょうか。皆様から何かありますか。さらには議題の1に戻ってさっきの話で質問がございましたら話を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ、事務局から何かございますか。

事務局（総務局長）

総務局長の加藤でございます。本日様々なご意見をいただきました。これまでの形の行財政改革計画ですと、例えば、今直前に資料2で円グラフを使って説明しておりましたが、これまでの計画だと、5年間トータルでこのくらいお金がかかり、そのうち、国で幾ら、税金で幾らと算出し、この部分は実はお金が足りないので、ここをどうやって埋めるかということで、例えば使用料を上げる、収入を増やす、人件費を削ると、そういった形の行革計画ということでこれまでつくってまいりました。そうした形だと焦点がはっきりしているので説明もしやすいです。前文のところも、これまでどおりの水準でやるとこんなにお金がかかり、税収はこんなに減っている、何とかしてはいけないから、お願いしますということでしたが、今回の計画は、そういった短期的な部分の配慮も当然ありますが、中長期的に、代表的な例として公共施設というものがこれだけ増えてきて、今後修繕をしようと思うと、今後何十年間にもわたってとんでもなくお金がかかるのですと、そういったことのために、中長期的なことも踏まえて体質、体力をどうやってつけていくかという観点からこの計画を作りましょうというようなどころもありますので、なかなかコストとメリットの関係などが示しにくいところがあります。先ほど本江会長からは用語の発明という大変難しい宿

題をいただきましたが、私どもとしては、これまでのことを転換するところにこれまで頭が集中しておりました。そこをどうやって分かりやすい言葉で説明するかということは非常に大きな課題だと思いますので、十分応えられるかどうか分かりませんが、本日の議論も踏まえまして知恵を絞りたいと思います。

本江会長

ぜひ頑張ってください。ありがとうございます。

これは経営戦略会議なので、もう少し戦略的に考えなければいけないのだろうと思って、敢えて申し上げておきますが、資料2のコストを積み上げてこのぐらいの割合で使用料を決めますという話も、民間だったらこんなロジックはない訳です。買ってくれる人がいるのだったら幾ら高くたっていいのだから。それで利益率が上がるというのが当然のことです。説明としてはコストの積み上げである割合をやりましょうということになりますが、でも、それは施設によって全然違いますよね。儲けられるものは儲けたらいいのです。だって、経営戦略を考えているのだから。その上で、公益性が高いから図書館は無料の施設とするとすればよいわけなので。これは多分、今の総務局長のお話でいえば、従来型の説明のしやすいロジックなので、もう少し強いアイデアを出していただいて、さすが仙台市という戦略をきちんと立てていただくことを期待しております。

では、これで本日協議すべき事項は終了ということですので、事務局にお返しします。ありがとうございます。

(4) 閉会

事務局（司会）

どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきたいと思います。